

※ 表示の金額は変更となる場合があります。ご了承ください。

(1) 入学するまでに必要な費用 (令和3年度入学生の場合) (単位:円)

項目	金額	備考
入学料	5,650	生活保護受給世帯や経済的に支払いが困難な場合等は、免除や半額に減額する制度があります。入学手続き時に、経営企画室までご相談ください。
教科書・補助教材	22,000 前後	教科書及び補助教材は有料です。芸術の選択科目(音楽・美術・書道)によって、金額が異なります。

(単位:円)

	男子	金額(税込)	女子	金額(税込)
制 服	制服上着(ブレザー)	15,950	制服上着(ブレザー)	13,860
	冬ズボン	8,030	冬スカート	8,470
	夏ズボン	6,490	夏スカート	7,150
	ネクタイ	1,100	リボン	990
	ベスト(希望者のみ)	4,620	ベスト(希望者のみ)	4,620
				ネクタイ(希望者のみ)
	小計	36,190	小計	36,190
体 育 着 ・ 水 着 ・ 体 育 館 履 き 等	ジャージ(上)	3,800	ジャージ(上)	3,800
	ジャージ(下)	3,200	ジャージ(下)	3,200
	短パン	2,000	クォーターパンツ	2,150
	Tシャツ	1,500	Tシャツ	1,500
	水着	2,500	水着	4,000
	水泳用帽子	450	水泳用帽子	450
	グラウンドシューズ	4,450	グラウンドシューズ	4,450
	体育館履き	3,650	体育館履き	3,650
	柔道着	5,500		
	サポータ(希望者のみ)	500	サポータ(希望者のみ)	500
	小計	27,550	小計	23,700
	上履き	1,220	上履き	1,220
	男子学校指定品合計	64,960	女子学校指定品合計	61,110

※ 学校指定品合計額には希望購入品を含む。

※ 自宅への配送を希望される方は別途、送料がかかります。

(2) 入学後に必要な費用 (令和3年度入学生の場合) (単位:円)

項目	金額	内 訳
授業料 ※年に2回納めてください。 ※一定の所得以下の世帯については、申請により授業料と同額の「高等学校等就学支援金」を受給することができます(授業料に充当されます。)。	356,400 (3年間の計)	年額118,800 (@9,900×12月)×3年間 ※年2回納めていただきます。 ○ 第1回 29,700 (4月~6月分) ○ 第2回 89,100 (7月~翌3月分)
学校徴収金 ※学年積立金・生徒会費・PTA会費は3年間で分割納入します。 ※学年積立金には、修学旅行の費用を含みます。 ※免除や減額の制度はありません。納入期日までに必ず納めてください。 ※金額・徴収回数等は変更になる場合があります。	201,400 (3年間の計)	学年積立金(3年間の計) 172,600 生徒会費 年額4,200×3年間 PTA会費 年額4,000×3年間 PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険(3か年一括払) 4,200

○ 高等学校等就学支援金事業について

(1) 制度の概要

都立学校（都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部）に在学する生徒を対象に、最大36カ月（定時制及び通信制の課程においては48か月）にわたり、授業料を国が支援する制度です。

支給される就学支援金は、在学する学校が、生徒本人に代わり生徒の授業料として受け取りますので、生徒本人（保護者）に対して、東京都から直接支払われるものではありません。

なお、高等学校等（私立高校等を含む。）を卒業又は修了した方は支給対象とはなりません。

(2) 支給額

支給額は授業料相当額になります。支給は、親権者等の都（道府県）民税所得割額及び区（市町村）民税所得割額を合算した額に応じて決定します。

なお、所得制限額を超える場合は支給されませんので、授業料をお支払いください。

※ 所得制限額（審査基準）

30万4200円未満（「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」）の世帯

* 世帯の年収目安が約910万円（世帯構成員等によって変動）未満の世帯が相当します。

(3) 申請手続

新入生（1年生）は年2回、在校生（2年生以上）は年1回手続が必要です。**手続を行わない場合は、授業料を御負担いただくこととなります。**

申請手続については、後日改めて、お知らせします。

(4) その他の制度（令和3年度現在）

① 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業

「奨学のための給付金」事業とは、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するため、返済不要の給付金（定額）を保護者等へ支給する制度です。

《対象となる方》

基準日現在（7月1日）、次の要件を満たしている保護者等

ア 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生がいること。

イ 保護者等が東京都内に住所を有していること。

ウ 生活保護受給世帯又は保護者等全員が都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯

エ 令和2年度からは、家計急変（保護者等の失職、倒産等）により都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税相当となる見込みの世帯も対象となります。

② 東京都立学校等給付型奨学金制度

本制度は、生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

本制度は、「就学支援金」、「奨学のための給付金」とは認定基準等が異なります。

なお、本給付金制度は、生徒や保護者が原則として直接金銭を受け取るものではありません。

《対象となる方》

ア 生活保護受給世帯

イ 保護者等全員が都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯

ウ 保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の世帯

※ 申請手続等は後日、改めて御案内します。

※ 上記の以外にも東京都や区市町村などでは、都内の経済的に困難な家庭に対し、児童・生徒の学業を支援するための事業があります。詳細については、それぞれのホームページを御確認ください。